

市川市住居表示審議会

会議録

審議会等の名称	平成30年度第1回市川市住居表示審議会	
開催日時	平成30年5月9日(水) 午前10時00分から午前10時40分	
開催場所	市川市仮本庁舎4階 第2委員会室	
出席者	委員	朽木会長、森谷副会長、阿多委員、饗場委員、菅原委員、山崎委員、山田委員(代理人出席)、大和田委員、杉山委員、大槻委員
	所管課	村越市長 菅原総務部長、植草総務部次長 総務課：中澤課長、吉田副参事、 寺沢住居表示担当副参事、市川主査、池田主任
	関係課	

【朽木会長】

それでは定刻となりましたので、第1回市川市住居表示審議会を開会したいと思います。議事に入ります前に委嘱辞令の交付がございますので、よろしくお願いいたします。

【寺沢副参事】

会議に先立ちまして、市川市住居表示審議会委員への委嘱状交付式を執り行います。4月1日付けの市川郵便局長の人事異動によりまして、萩野谷委員が解嘱となり、新しく大和田浩司様に住居表示審議会委員を委嘱いたします。

それでは、大和田浩司様、自席にてご起立をお願いいたします。村越市長、お願いいたします。

——— 委嘱辞令の交付 ———

どうぞ席へお戻り下さい。以上で委嘱状の交付は終了いたしました。

続きまして、審議会への諮問をさせていただきます。

前回の審議会で区域のブロック化及び実施順につきまして、稲越ブロック、大野ブロック、北方町ブロックの順で実施するよう答申を頂いたところであります。

本日から、稲越ブロックの町名、町割につきまして、審議会でご審議を頂きたく、はじめに諮問をさせていただきます。

市長から、朽木会長へ諮問書をお渡しいたします。会長、市長、会長席の前へお願いいたします。市長、よろしくお願いいたします。

【村越市長】

稲越ブロックの町名及び町割について（諮問）

稲越ブロックの住居表示を実施するため、町名及び町割について、ご審議して頂きたく、市川市住居表

示審議会条例第2条の規定に基づき貴審議会に諮問します。よろしくお願いいたします。

【朽木会長】

承ります。地域住民の意向・要望を踏まえつつ慎重に審議させていただきます。よろしくお願いいたします。

【寺沢副参事】

どうぞ、席へお戻り下さい。

市長からご挨拶を頂きます。市長、お願いします。

【村越市長】

皆様、おはようございます。

平成30年度第1回市川市住居表示審議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。審議会委員の皆様におかれましては、日頃より住居表示に関する調査、審議にご尽力頂き、本当にありがとうございます。

とりわけ北部地域、稲越、北方、大野町等々、住民の皆さんはおそらく移動しやすくなったり、あるいは郵便物が届きやすくなったり、様々な面で皆様のご審議を待っておられるのではないかと思います。

行政といたしまして一日も早く、分かりやすい町名・町割を実現出来るように私も尽力してまいりたいと思いますので、皆様方のご協力ご尽力を賜りますよう、心からお願いを申し上げまして、本日のご挨拶といたします。本日は本当にありがとうございました。どうぞ、よろしくお願いいたします。

【寺沢副参事】

ありがとうございました。

村越市長、菅原部長、植草次長にはこの後公務が入っておりますので、ここで退席させていただきます。ご了承を願いたいと思います。

【村越市長】

どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

【寺沢副参事】

これより議事に入りますが、改めて4月1日付で人事異動がございましたので、ここで紹介をさせていただきます。

前総務課長の三枚堂につきましては退職をされました。後任の中澤総務課長であります。

【中澤課長】

中澤です。よろしくお願いいたします。

【寺沢副参事】

同じく、吉田総務課副参事であります。

【吉田副参事】

吉田でございます。よろしくお願いいたします。

【寺沢副参事】

最後に総務課住居表示グループに人事異動がございました。道路管理課から池田主任が配属になりました。

【池田主任】

4月から着任しました池田と申します。よろしくお願いいたします。

【寺沢副参事】

以上であります。それでは議事に移ります。会長、どうぞよろしくお願いいたします。

【朽木会長】

それでは議事に移っていきたくと思いますが、まず本審議会は公開となっておりますので、傍聴人の受付を開始してください。

【市川主査】

傍聴人は今のところおりませんので、よろしくお願いいたします。

【朽木会長】

それでは具体的に入っていきます。先ほど村越市長の方から稲越ブロックの町名、町割について、諮問がありました。まず、事務局から稲越ブロックの住居表示実施のスケジュール、町名、町割について事務局の案を提示して頂きますので、ご説明をお願いします。

【寺沢副参事】

それでは、稲越ブロックの住居表示実施の最初に大まかなスケジュールについて、提示させていただきます。皆様、資料1の「稲越ブロック実施スケジュール（案）」をご覧頂きたいと思います。この表は左から右側へ、まず取組みのナンバー、その取組みの内容、そして概ねの実施時期という形で記載されております。

No.1でございますが、これは本日の審議会となります。さきほど市長から会長へ諮問書を手渡しさせて頂きました。この後、町名・町割の案を提示させていただきます。

次に、No.2ですが、この6月から11月位までの間で自治会や地元住民向けの説明会を開催したいと考えており、並行して町名に関するアンケートも行っており、これがNo.3であります。

先日、稲越自治会の会長とお会いし、6月23日の自治会の役員会で住居表示の実施に関して話をする事になりました。住民や法人向けの説明会の具体的な日程はまだ決まっておらず、順次開催をしていきたいと考えております。説明会では、大まかなスケジュールや、住居表示制度の概要、そして町名や町割、必要な手続き等々につきまして、説明をさせて頂こうと考えております。

10月頃には審議会委員の皆様にも、説明会やアンケートの状況を報告する場として審議会の開催を考えております。これがNo.4でございます。

そして、12月頃には町名、町割について、審議会で審議をして頂きたいと思います。その際、例えば町割について現地を確認したい等のご要望があれば、現地視察をするということも可能です。これがNo.5となります。

住民説明会や町名、町割の検討が順調に進めば、年明け2月頃に本日の諮問に対する答申をして頂きたいと考えております。これがNo.6となります。

町名、町の区域の変更、これについて答申をして頂きましたら、住居表示に関する告示を行います。告示の内容といたしましては、実施期日、町の区域や名称、変更請求の方法となります。これがNo.7でございます。

この告示の後30日間は、法の定めによりまして住民はその告示の内容について、50人以上の連署をもって変更の請求が出来ます。この変更の請求の有無につきまして、No.8の審議会で報告をさせて頂きたいと思っております。

この変更の請求が出なかった場合は、市議会へ町の区域及び名称について、議案を提出させて頂き、議決を頂いた後、その議決内容を告示いたします。これがNo.9と10ということになります。

この議決後は、住居表示を実施するのに必要な世帯の調査ですとか、出入り口の調査、住居番号の付番、新旧対照表の作成、また各戸へのお知らせ用ハガキの配布等々を、業者への委託、そしてまた職員で行うこととなります。これがNo.11であります。

最後にNo.12であります。その実施期日に合わせて住居表示実施の告示を行い、住居表示が施行という流れになります。

実施スケジュールの概要はこのようになりますが、ご覧の通り現時点では住居表示の施行の年月日は設定しておりません。その理由は、これから地元への説明会を行ってまいりますので、この先どのように進んでいくのかが、容易に予測出来ないということがございます。また、18年ぶりの住居表示の実施ですので慎重に慎重を期して行っていきたいということもございます。年月はあくまで一つの目安としてこのスケジュールの中でお考えを頂ければ幸いです。

スケジュールは以上となります。次に町名の案、町割の案について、提示をさせて頂きます。説明は市川主査より行います。

【市川主査】

総務課住居表示グループの市川と申します。よろしく願いいたします。私の方からは、配布いたしました2から5までの資料を使いまして、説明いたします。

最初に資料の確認をさせて頂きたいと思えます。資料2というのはホチキス止めの2枚綴りのものとなっています。そして資料3というのは稲越町の行政区画の変遷という資料になります。資料4はA4サイズ横の稲越ブロックの大字と小字を示した地図になります。資料5はA3サイズの町割の案の地図になります。

お手元に資料の不足等はございませんでしょうか。では、説明をさせて頂きます。

まず、町の名称についてです。資料2の1枚目の上側をご覧ください。町の名称につきましては、市川市住居表示整備実施基準に、従来の名称、由緒ある地名、一般に周知されている通称、簡明で語調がよく、親しみあるものを選び、発音が難解なもの、長すぎるもの、市内において同名又は類似するものは採用しないとあります。

これに基づきまして、稲越という名前について考察いたしますと、まずこの地名の由来について詳細は

分かっていないのですが、江戸時代に遡る地名であるということがあります。

同時に資料3をご覧頂きたいのですが、こちらは稲越町の行政区画の変遷を示したものです。

江戸時代、ここは下総国しもうさのくにかつしかかつかおひいなおひいなごしむらごしむら葛飾郡稲越村ということでございました。その後、明治時代に入り、小菅県や印旛県というちょっと聞きなれない県の名前がありますが、これらを経て千葉県になり、現在の千葉縣市川市稲越町になっていますが、「稲越」という名前は変わっておりません。

資料3の下から5行目あたりのところに、稲越町の旧小字名を列記しましたが、その小字がどこにあったのかというのを示すのが、資料4となります。

かつて、様々な字名や地名がこの地域にはあったということがこの資料でお分かり頂けるかと思いますが、やはり稲越という名称以上にこの地域全体を示す馴染みのあるものはないように思われます。

そういたしますと、従前からの「稲越」という名称が良いのではないかと思います。

次に、町割についてです。

資料2の1枚目の下側をご覧ください。町割というのは、「□□〇丁目」ということを示しますが、市川市住居表示整備実施基準によると、境界が複雑に入り組まず、飛地が生じないように簡明な境界線で区画し、一丁目あたりの規模は住宅地域だと100,000から200,000㎡、そしてその境界は公道や河川などの恒久的な施設で定めるとされています。

稲越町の場合、町の面積と致しましては、574,000㎡ありますので、丁目の数としては3つ程度、3町程度となります。

主要な道路を用いて、3町程度に割ったものが資料5のA3サイズの地図となります。こちらをご覧頂きまして、(仮称)稲越一丁目と(仮称)稲越二丁目の境界は、国分高校の東側のバス通りとなります。まっすぐ北の方へ向かいますと松戸の方へ抜ける、比較的交通量の多い道路となります。ここは先日2月の現地視察の際に、バスの中から視察して頂いたところでございます。

(仮称)稲越二丁目と(仮称)稲越三丁目の境界も道路になりますが、北半分は片側一車線の道路ですので幅が広いですが、南半分は幅が狭くなります。また、この道路が都市計画上の線引きとなりまして、東側が市街化区域、西側が市街化調整区域となります。

次に丁目の付け方ですが、丁目は市川市役所つまり八幡一丁目1番1号に近いところから、一、二、三丁目とつけますので、図面の右下に市川市役所の方向から近いところからとなりますので、東側から(仮称)稲越一丁目、(仮称)稲越二丁目、(仮称)稲越三丁目とつけようかと考えております。

最後になりますが、資料2の2枚目の下に、この町割にした場合の面積や建物の数などの数値を載せました。

以上で町名、町割の説明は終わりです。

【寺沢副参事】

以上、稲越ブロックの住居表示に関する実施のスケジュール、そして町名・町割に関して事務局からの案を提示させて頂きました。

これで説明を終わります。よろしくお願いたします。

【朽木会長】

ただ今の事務局案について、ご不明な点やご意見等がございましたらお伝えいただければと思いますが、各委員の皆様、いかがでしょうか。

【大槻委員】

質問よろしいですか。例えば一丁目とか二丁目とか分けた後に、住所のその後の振り方という部分ですが、一丁目が続くものは2-3とか、そのような割り方なのでしょうか。一丁目で結構な建物数、500くらいありますが、その先の付け方までは今回の審議の対象にはならないということで良いのでしょうか。

【寺沢副参事】

そうですね。住居表示を実施すると、町の名称の後に〇丁目、その後に△△番××号という表記になります。△△番にあたるのが街区となります。この街区は一定の基準で区画をしていきます。その街区の中の建物に個別に××号と付番いたします。この付番は整然と基準に則って番号をつけて参ります。審議会で皆様にご審議頂くのは、町の名前と、〇丁目の区域割について諮問させて頂いたものであります。

【朽木会長】

他にございますか。

【杉山委員】

資料1の項目2のところ、自治会と地元住民説明会ということで記載してありますが、先ほどのご説明の中で、稲越の自治会という話があったかと思えます。現状の自治会の組織・編成というのは、対象区域とほぼ合致するような組織体制となっているのでしょうか。

【寺沢副参事】

この稲越ブロックの区域を網羅している自治会は、「稲越自治会」という単一の自治会でございます。

先ほども申しあげましたけれど、自治会長にご挨拶とともにこれまでの経過をご説明させて頂きました。自治会長からは自治会へもしっかりと周知していきたいので、是非6月の役員会に出席して欲しい旨の話を頂いたものであります。

事務局としては、説明会の開催やアンケートの実施等、自治会と十分に協議をしながら進めていきたいと考えております。あわせて、その日程等につきましても、委員の皆様方に情報提供させて頂こう考えています。

【朽木会長】

他にございますでしょうか。

では、私の方から一点お伺いしたいのですが、まず、大字小字の分割状況と現況での町割案を比較しますと、居下と清水根のところが小字と合致せずに分割されるかと思受けられ、稲越ブロックの町割案と書かれている資料5という現況での白地図になるかと思うのですが、これを見る範囲内では問題ないかと考えます。

一つにはバス通りになっているということで交通量も多いので、問題ないかと思えますし、特に居下で稲越一丁目に入る区画の方は割と住居の間が空いているというということは、古い家であろうと判断出来ます。

逆に清水根の方で二丁目に入る部分については、小さく家が立て込んでいるのでこれは新しいのではないかと考えると、概ね異論が出てきにくいかなとは思っています。

ですが、小字を分割するとなると、これまでの自治会としては一個かもしれないですけど、例えば回覧板等の回し方であるとか、従来の繋がりたいなものが当然あるかと思います。そういった部分で異論が出てきた場合には、住民説明会でその異論を吸収するのか、それともスケジュール表のNo.7、8のところのいわゆる請求があるのを待って、審議するのでしょうか。

そういう異論がもし起きてきた場合は、どのような形で吸収していく段取りになっているのでしょうか。

【寺沢副参事】

先ほどのスケジュールの中で、No.5の12月の審議会、町名案、町割案の審議の前に、No.4の状況経過報告というのがあります。今、会長がおっしゃった、住民の声、異論等々を説明会やアンケートからある程度課題として整理してこの10月の審議会の中で報告をさせて頂こうと思っております。それに対して委員の皆様から、ご意見を頂戴した上で、地元の方にも関わって参りたいと思っております。いずれにしても、性急に事を進めるのではなくて、時間をかけ丁寧に丁寧に説明に上がりながら、進めていきたいと考えております。

【朽木会長】

そうしますと、自治会への説明が先行するということでしたが、法人はこの地域にそれほど多いとは思えないので、住民説明会が実質の山場と思われ、大きな異論とかご意見とかがある場合にはそこでまず出てくると思われます。こうした住民説明会等の日程はお知らせいただくことでしたが、委員の皆さんが状況を把握するために傍聴するという事は可能なのかについて、いかがでしょうか。

【寺沢副参事】

対象となる住民の皆様事前に了解を取りながら、委員の皆様も可能な限りご参加を頂けたらと考えております。住民の生の声を肌で感じる事が出来るのではないかと考えておりますので、もし時間の都合がつけば、お越し頂ければと思っております。

【朽木会長】

他にご意見等ありますでしょうか。特によろしいですか。

【阿多委員】

町割案について、二丁目の真ん中から下の部分ですが、自治会を分割することになりませんか。

【寺沢副参事】

自治会自体は、この一丁目二丁目三丁目全部の地域で稲越自治会という一つの自治会であります。その下に何か班とか組といった組織編成となっているようです。先日の自治会長との話の折、その班は班でまた、人の繋がりの面から様々な課題は今もあるというようなこともおっしゃってございました。

ですから、そういったことも含めて、自治会とは十分なやり取りの中で進めて行かざるを得ないであろうと考えているところであります。

【阿多委員】

説明会に行けば、そういう意見は出てくるでしょうね。

【朽木会長】

その説明会の状況を踏まえて審議会の方で、適宜、町割案を変更することは出来ますよね。

【寺沢副参事】

それで結構です。そういった意見があがりましたら、こうした方がいいんじゃないかという審議を是非行って頂きたいと思います。

【朽木会長】

ということですが、他にございますでしょうか。

では、特にないようですのでその他連絡事項等について事務局の方からございましたらお願いします。

【寺沢副参事】

次回以降の会議の日程ですが、今のところ未定ではあります。しかし、先ほど申し上げた通り住民説明会の状況報告をさせて頂くため、一応、予定として平成 30 年の 10 月頃に開催出来ればと考えております。日程につきましては決定次第、別途連絡をさせていただきます。

また、今日の会議録でございますが、前回同様に事務局で作成した後に皆様にお送りいたしますので、ご確認の程何卒よろしくお願いをいたします。連絡事項は以上でございます。

【朽木会長】

前回の会議録自体は特に説明よろしいですか。

【寺沢副参事】

阿多委員と山崎委員からご意見、指摘を頂きましたので、それを修正したものという形でお示しをさせて頂きました。今日皆様にお示しいたしましたので、正式にホームページの方にも会議録として掲載いたします。よろしくお願い致します。

【阿多委員】

市川市住居表示整備実施基準っていう基準があるみたいですが、これは我々も勉強してきた方がよろしいですか。

【市川主査】

市川市住居表示整備実施基準につきましては、1 ページ目が町の割り方や町の名称の決め方っていうことを基準として掲げているもので、2 ページ目以降からは△△番××号の付け方について構成されているものになります。こちらについても、ご一読頂ければ今後の町名の審議や町割の審議の一助となるかと思っております。事務局としてはこの基準に沿って実施していきたいと考えております。

【朽木会長】

他に何かございますでしょうか。では何もないようですので、本日の会議を終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。